アマダグループ

グリーン調達ガイドライン

Ver．３．１

2012.4.1

はじめに

私たちアマダグループは、2010 年４月、「アマダグループ環境宣言」を発表いたしました。 これは、エコでつながるモノづくりを通してお客さまと社会、そして世界とつながる企業を目指すことを宣言したものです。アマダグループはこの宣言のもと、製品の企画、開発、調達、製造、販売、サービス、廃棄、再生等に至る各事業活動において、地球環境保全の取り組みを行っております。

そして真に地球環境に優しいモノづくりを進めるためには、環境保全に積極的なお取引先様から環境負荷の少ない資材を調達（以下グリーン調達）することが必要不可欠であると考え、製品に関わる資材の調達に関する指針として『グリーン調達ガイドライン』を策定し、これを積極的に推進しております。

グリーン調達はお取引先様のご理解、ご協力無くしては困難であり、お取引先様と共に推進して行くことが非常に重要です。お取引先様におかれましては、アマダグループの地球環境保全への取り組みをご理解いただき、更なるご支援, ご協力をお願い申し上げます。

目　　次

１．アマダグループの環境理念

　アマダグループは、次の世代に向けて大宇宙の小さな星、地球を守ることが人類最大のテーマととらえ、環境保全を経営の重要課題のひとつと位置づけ、エコなモノづくりを通して世界の人々の豊かな未来に貢献し、子子孫孫に美しい地球を伝えていきます。

◇アマダグループ環境方針

１．環境保全に資する商品・サービスの提供
　商品のライフサイクル全体に渡って環境負荷を評価し、省資源、有害な物質の排除に資する商品・サービスを提供し、環境保全および経済に貢献する。

２．事業活動における環境負荷の低減
　事業活動のすべてのプロセスにおいて、エネルギー効率の向上や省エネルギー、省資源、リサイクルを図り、環境負荷の低減を徹底的に追求する。また、グリーン調達を積極的に推進し、有害な物質の排除に努める。

３．生物多様性への取り組み
　事業活動に伴う自然環境への影響を把握し、ステークホルダーと協調し、生物多様性を育む社会づくりに貢献する。

４．環境関連法の遵守
　環境に関連する法律、およびその他の利害関係者との合意事項を遵守する。

５．環境マネジメントシステムの継続的な改善
　環境マネジメントシステムの構築と継続的な改善を図るとともに、事業活動、製品・サービスに関する環境への影響を把握し、環境目的・目標を定めて環境負荷の低減と汚染の予防を図る。

６．環境教育の充実
　環境保全を目的とした教育を実施し、企業人としての責任と環境保全への意識の向上を図る。

２．グリーン調達の考え方

２.１　グリーン調達の目的

アマダグループは、「子々孫々に美しい地球を伝える」ことを目的とした「地球環境に優しいモノ作り」を推進するために、「グリーン調達」を推進いたします。

「グリーン調達」の推進にあたっては、環境保全活動に積極的なお取引様とのお取引を優先し、循環型社会の実現を目指します。

２.２　グリーン調達の取り組み

アマダグループはグリーン調達を推進するため、以下の取り組みを実施します。

（１）環境保全活動に積極的なお取引先との優先取引
　①お取引先様の環境保全活動調査、及びその評価
　②評価結果に基づくお取引先様への協力依頼、及び優先お取引先様とのお取引
（２）環境負荷の少ない資材の調達（規制化学物質不使用品の調達）
　①調達資材の環境負荷調査、及びその評価
　②評価結果に基づく資材の選定・優先調達
（３）環境法令遵守

アマダグループグリーン調達

＊　アマダグループでは環境配慮型設計として、新商品開発時に製品アセスメントを実施し、低環境負荷商品を提供いたしております。ＲｏＨＳ指令などの海外法規制や、国内法で使用制限される全ての規制化学物質の不使用は、調達品の製造技術上、困難な場合も有ります。製品アセスメントでは、お客様加工製品への規制化学物質付着防止と、消耗品等の廃棄を配慮し、2007 年 8 月以降の開発商品から順次以下の対応を行なっております。
①　お客様加工製品と弊社製品に接触部分への規制化学物質不使用
②　日常保守点検項目部品への規制化学物質不使用（取扱説明書　日常保守点検項目対象品）
③　消耗部品への規制化学物質不使用（取扱説明書　消耗部品対照品）

アマダグループはＩＳＯ１４００１認証取得をはじめとする環境保全活動に積極的なお取引先からの調達、及び規制化学物質不使用資材の調達を優先します。お取引先様におかれましては、本ガイドライン内容を満たすべく、環境保全活動、法令遵守、規制化学物質不使用等にお取り組みくださいますようお願い申し上げます。

２.３　適用範囲

本ガイドラインの適用範囲は以下の通りです。

（１）アマダグループにおける調達品

＊調達品とは、製品の製造に用いる原材料・副資材・部品・消耗品、及び保守部品、梱包材等、アマダグループがお客様に販売・納入する製品を構成する物を総称します。（モジュール・キット・ASSY 品等機械内部に組み込まれ、直接人体に接触しない調達品やオイル・グリス等の調達品も含む）

（２）アマダグループが第三者に、設計・製造委託し，アマダグループの商標をつけて販売・納入する製品（他社の製品を組み込んで販売する場合も含む）

（３）上記適用範囲の該当品をアマダグループが調達するお取引先様

２.４　評価・選定基準

評価・選定基準はお取引先様の評価・選定基準と、調達品の評価・選定基準があります。

（１）お取引先様評価・選定基準

品質（Q），価格（C），納期（D），サービス（S）などの指標に加え，環境保全活動への取り組み（E）をお取引先様の評価対象とします。

① 評価方法

環境保全活動に関しては、「【様式１】『グリーン調達』取引先調査票」を用い、お取引先様調査を行い評価します。

貴社が商社・代理店の場合も貴社を評価の対象とします。又、商社・代理店を介しアマダグループと取引のあるお取引様も評価の対象とします。

② 選定基準

「【様式１】『グリーン調達』取引先調査票」の評価項目に関する評価合計をランク分けします。品質（Q），価格（C），納期（D），サービス（S）、環境保全活動への取り組み（E）に関して、評価ランクＳ，Ａ，Ｂのお取引先様からの調達を優先します。

（２）調達品評価・選定基準

品質（Q），価格（C），納期（D），サービス（S）などの指標に加え，アマダグループで定める規制化学物質の含有状況を調達品の評価対象とします。

① 評価方法

調達品に関しては、「【様式２】（２）ａ『グリーン調達』調達品調査票」を用い、調達品調査を行い評価します。

② 選定基準

「【様式２】（２）ａ『グリーン調達』調達品調査票」でご回答いただいた化学物質の含有状況を評価し, アマダグループで定める規制化学物質を含有しない製品の調達を優先します。規制化学物質含有製品に関しては適時、代替品に切り替えていきます。

３．ガイドライン、調査票などの入手方法について

以下の資料（PDF）は弊社ホームページから入手可能です。

① アマダグループグリーン調達ガイドライン
② 【様式１】『グリーン調達』取引先調査票
③ 【様式２】（２） a 『グリーン調達』調達品調査票
④ 別紙（１）規制化学物質一覧
⑤ 別紙（２）規制化学物質詳細

弊社ホームページアドレス　http://www.amada.co.jp/activity/planning.html

＊②、③のＥｘｃｅｌデータが必要な場合は弊社調査依頼部門へご請求願います。

４．お取引先様への協力のお願い

アマダグループでは、お取引先様の環境保全活動状況、並びにお取引先様から納入される調達品の環境負荷低減に関するデータを活用することにより、環境に優しい製品をお客様にご提供する取り組みを強化しております。

お取引先様におかれましては、循環型社会の実現に向けた、継続的な環境保全活動のお願いと共に、「環境保全活動・調達品の環境保全に関する調査」、及び「弊社のグリーン調達」にご協力いただきますようお願い致します。

４.１　環境保全活動・調達品の環境保全に関する調査

４.１.１ 調査対象

（１）お取引先様の環境保全活動に関する取り組みについて
「２．３　適用範囲」の（４）に該当するお取引先様

（２）調達品の環境負荷低減について
「２．３　適用範囲」の（１）～（３）に該当する調達品、製品

（３）調査対象と提出書類は下記のとおりです。

	【様式1】『グリーン調達』取引先調査票	【様式2】(2)a 『グリーン調達』調達品調査票
メーカー	要提出	要提出
商社・代理店	要提出	――
製造委託先	要提出	要提出

＊メーカー：主に自社製品（標準市販品及び弊社から製作指示のある特定市販品）を供給していただくお取引先様
＊製造委託先：主に弊社から図面などで製作指示のある製品を供給していただくお取引先様
＊弊社製造委託品においては、お取引先様が自社協力会社等を介し調達する場合や、メーカーから独自で製品を調達している場合、その協力会社あるいはメーカーからの調達品に関しては、お取引先様で調査し回答願います。

4.1.2 調査内容

（１）お取引先様の環境保全活動に関する取り組みに関して
・**【様式1】**『グリーン調達』取引先調査票」　記載項目

（２）調達品の規制化学物質含有に関する項目に関して
・**「【様式2】(2)a**『グリーン調達』調達品調査票」　記載項目

4.1.3 調査・回答方法

（１）弊社担当から、必要事項に関する調査回答依頼をご連絡致します。

（２）ご回答は弊社各担当へ原則、電子メールで送付願います。電子メールが不可能な場合は、郵送またはファクシミリにてご返却願います。

（３）ご回答いただいた内容に変更等が生じた場合は、必ずご連絡くださるようお願い致します。

4.1.4 調査票の取り扱いについて

ご提出いただいた調査票はアマダグループの内部資料とし、アマダグループ外部には公表致しません。但し調達品環境関連データ（含有化学物質名、含有質量等）はアマダグループ顧客への報告資料として使用させていただく場合もあります。

4.1.5 調査時期

主にステークホルダーからの製品情報開示要求、法規制改正等が生じた時に調査を行います。その際は弊社担当より調査回答依頼をご連絡致しますので、所定の期日までにご回答をお願いいたします。

4.1.6 記入方法

該当する調査票を選択し、「【様式１】『グリーン調達』取引先調査票」、「**【様式2】**『グリーン調達』（２） a 調達品調査票」の記入例を参考に、記入願います。

4.1.7 お問合せ先

本件に関するお問合せは,下記部署、又は調査依頼部門へお願い致します。
株式会社　アマダ　総務部　環境・ＣＳＲ推進グループ
電話番号　　：０４６３－９６－３４０４
ファクシミリ：０４６３－９６－３５１７
Ｅ－mail　　：env_csr@amada.co.jp

４.１.８ 含有化学物質調査票記入の注意事項

「【様式２】（２） ａ『グリーン調達』調達品調査票」に記入する際は下記の注意事項に従いご記入願います。

（１）含有に関する考え方
原則として、特定目的の為、意図的に添加又は含有する事が明らかな場合は、含有量に関わらず含有と見なします。意図的添加の有無、含有量の適用法令閾値以内／以上をご記入願います。

（２）不純物の扱い
特定目的の為の意図的な添加又は含有が無い場合で、不純物として含有する場合は、「化学物質の用途欄」に不純物とご記入願います。

＊不純物とは、天然素材中に含有され､精製過程で除去しきれない、又は反応の過程で生じ技術的に除去できない物質をいう。

（３）化学物質の用途記入
含有している対象化学物質の主な用途等をご記入願います。
例）クロメート処理、防錆、はんだ、塗料、可塑剤、不純物、添加剤等

（４）備考欄への記入事項
製品使用上の注意点等の伝達事項が有りましたら備考欄にご記入願います。

４.２　規制化学物質不使用のお願い

「５. 化学物質管理ランク指針」に従い、規制化学物質の不使用をお願いいたします。
技術的に不使用が困難な場合等は、調達品調査票**【様式2】（2）にその理由等**をご記入願います。
規制化学物質不使用品への切り替えに関しては、従来製品と同等の製品品質を維持していただくようお願いいたします。

５. 化学物質管理ランク指針

５.１　目的

アマダグループがお客様に販売・納入する製品を構成する調達品等に含まれる環境負荷物質に関し、使用禁止物質を明確にすると共に、アマダグループ及びお取引先様に周知徹底し、製品の環境に関する品質の維持・向上を目的とします。

５.２　適用範囲

２. ３項「適応範囲」（１）～（２）に準ずる。

５.３　用語定義

本指針は以下のように用語を定義します。

（１）使用禁止レベルⅠ
現在、既に国内・海外の法令等により使用が禁止されている物質。

（２）使用禁止レベルⅡ
使用禁止レベルⅠ以外で国内・海外の法令等により、期限を定めて全廃もしくは段階的に使用が禁止されている物質。

（３）調達品等に含有する環境負荷物質
・意図的に製品（部品、部材等）に使用された物質、及び製造工程で使用され、最終製品あるいは部品、部材等に残留、又は付着した物質を示します。
・製品の製造工程で使用された物質で、製品に残留しない物質は対象外とします。従って、溶剤・洗浄剤・メッキ液等、製造工程に使用される物質や、加工機等に含まれる物質で、最終製品に残留しない化学物質は対象外とします。

５.４　使用禁止レベルⅠ，Ⅱの運用（規制物質一覧参照）

（１）法令等への対応
主な国内・海外の法令等に基づき。使用禁止物質を選定していますが、すべてを網羅しているわけではないので、調達時の該当法令等を遵守願います。
選定基準の参考とした主な法令等は以下の通りです。

・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）
・労働安全衛生法
・毒物及び劇物取締法
・オゾン層保護法
・ＲｏＨＳ指令
・ドイツ化学品禁止令
・ドイツ日用品規制
・大気浄化法（米）
・モントリオール議定書
・ストックホルム条約（ＰＯＰｓ条約）
・危険な物質及び調剤の上市の制限に関する指令（ＥＵ指令 76/769/ＥＥＣ）

（２）使用禁止レベルⅠの運用
・即日使用禁止とします。
・規制値（閾値）が規定されている物質も、原則意図的な使用は禁止とします。

（３）使用禁止レベルⅡの運用
・アマダグループが設定する実施時期までに、全廃とします。
・ 規制値（閾値）が規定されている場合は、規制値（閾値）以内の使用は可とします。
・【様式２】（２）ａ『グリーン調達』調達品調査票により使用状況を調査します。

・代替技術の存在しない用途に関しての対応は、適時、協議の上決定します。
・現時点では使用禁止レベルⅡであっても、国内・海外の法令等の変更により使用禁止レベルⅠに変更される場合もあります。

（４）「別紙（１）規制化学物質一覧」に記載されている化学物質の変更
国内・海外の法令等の変更等により、「別紙（１）規制化学物質一覧」に記載されている化学物質は追加等の変更が行なわれる場合もあります。

５.５　ＲＥＡＣＨ規則対応

アマダグループではＲＥＡＣＨ規則対象物質を管理物質として、「２.３　適用範囲（１）、（２）、（３）」に該当する調達品に関して、化学物質の情報収集をさせていただきます。ＲＥＡＣＨ規則は最終的な対象化学物質が決定されておらず、都度追加されると予想されますので、必要に応じて、情報収集を行ないますのでご協力願います。

６．附則

このガイドラインは、社会情勢の変化、法規制改正等により必要に応じて随時改訂します。

改訂履歴

版	制定・改訂年月日	改訂内容
Ver．１．０	2004年4月1日	初版
Ver．１．１	2004年11月10日	【様式２】を【様式２】（１)、（２）に分割 【様式３】追加
Ver．１．２	2005年1月19日	５.４　使用禁止レベルⅠ，Ⅱの運用（規制物質覧参照）に規制値追加
Ver．１．３	2006年7月14日	・【様式２】（２)、【様式３】に捺印欄等追加 ・禁止レベルⅡ全廃目標期限変更
Ver．２．０	2007年8月1日	・製品アセスメント実施内容変更に伴う【様式２】（２）書式変更 ・別紙（１）規制化学物質一覧及び別紙（２）規制化学物質詳細の記載化学質群・物質名変更
Ver．２．１	2009年10月1日	・別紙（１）規制化学物質一覧及び別紙（２）規制化学物質詳細の記載化学質群・物質追加（ＰＦＯＳ類）
Ver．３．０	2011年10月31日	・ｱﾏﾀﾞｸﾞﾙｰﾌﾟ環境方針変更 ・ＲＥＡＣＨ規則対応追加
Ver．３．１	2012年4月1日	・表紙シンボルマーク変更 ・【様式２】（１）削除 ・【様式２】（２）と【様式３】を統合し【様式２】（２）ａ　に変更 ・ホームページ、Ｅメールアドレス提示